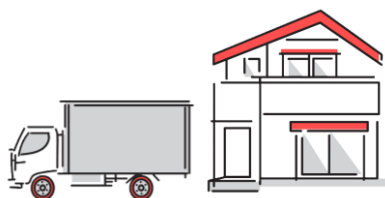


令和7年度
津野町
結婚新生活
支援事業



補助額 最大 60 万円

※ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります。

申請期間 R7.4.1-R8.3.3!

申請の流れ

申請書類
提出

審査

補助金
請求

補助金
支払い



詳しくはうら面へ



津野町新婚新生活支援事業のご案内

津野町では、新婚世帯の新生活を応援するため、結婚に伴うスタートアップ費用(引越しや住居費用など)を補助します。
ご検討の方は下記までお気軽にお問い合わせください！

対象となる世帯

●次の①～⑧をすべて満たす世帯

- ① 令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている世帯
 - ② 婚姻日に夫婦とも39歳以下の世帯
 - ③ 夫婦の合計所得が500万円未満(最新の所得証明により判断)
※ただし、奨学金の返済を行っている場合は、奨学金の年間返済額を所得から控除
できます
 - ④ 対象の住居が津野町内にあり、申請時に夫婦の一方もしくは両方の住所が該当
する住居になっていること
 - ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ⑥ 町民税等(住民税・国保税・水道料・保育料等)の滞納がないこと
 - ⑦ 過去に他市町村でこの制度による補助を受けていないこと
 - ⑧ 津野町に5年以上継続して居住する意思があること
- 令和6年度に津野町結婚新生活支援事業による補助を受給した世帯であって補助上限額に達しなかった世帯

対象となる経費

●令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った①～③の経費

- ① 新居の購入費用
- ② 新居の賃貸費用(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
※勤務先より住宅手当を受けている場合は、その金額を対象経費から差し引きます
- ③ 引越業者や運送業者へ支払った引越し費用
※不用品の処分料、家具家電購入費、知人に頼んで引っ越した場合、車を借りて自分で引っ越した場合は対象外

補助額

- 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯・・・最大60万円
- それ以外の世帯・・・最大30万円
※補助額上限内であれば、期間中何度でも申請可能

申請期間

- 令和8年3月31日(火)まで
※ただし、予算額に達した時点で受付は終了となります



お問い合わせ先

津野町役場 町民課 担当：磯田 〒785-0201 津野町永野225番地1 TEL:0889-55-2314